

PTA保険についてQ&A

PTA会員

Q1 バレーボール大会に出場してケガをしてしまいました。何か補償のようなものはあるのでしょうか？

★仙台市PTA協議会の「傷害補償制度」は、全会員が対象で、PTAが主催（共催）する事業に会員が参加中のケガ等に対し、死亡・後遺障害、入院、手術、通院などで保険金が支払われます。夏休み中のプール開放事業も含まれます。
また、主催（共催）事業であれば会議や大会に向かう途中や帰りに起こった事故も対象となります。

Q2 PTA主催（共催）事業で物を破損したとき、補償はありますか？

★PTA主催（共催）事業については、賠償保険もついており、人や物（借用物を含む）に対して賠償責任を負った場合には免責分以外の費用が支払われます。
この場合にも現在加入の保険会社に連絡を入れ、手続きを取ってください。
ただし、自動車を使用した場合は対象になりません。

児童・生徒

Q3 子どもの夏休み中などのケガの補償はないのでしょうか？

★夏休みに限らず学校管理下外・PTA行事参加中での児童生徒のケガに対しては、仙台市PTA協議会の「傷害補償制度」が適用になります。プール開放事業でのケガも含まれます。

Q4

自転車に乗っていて他の人にケガをさせてしまいました。
この時にPTAの傷害保険は適用になりますか？

★「傷害補償制度」では、学校管理下外での子どもの賠償については補償の対象となりません。

任意保険ですが、「杜の都 こども総合保険」に加入いただくと、子どもたちが他人にけがを負わせたり、他人の物を壊したりしたことによって発生した賠償も補償されます。団体割引もされていますので、ぜひご加入ください。

★仙台市では平成31年4月より、自転車を運転する人は、損害賠償保険の加入が条例により義務付けられました。

仙台市PTA協議会「傷害補償制度」で補償する主な例

児童生徒

☆学校管理下外・PTA行事参加中に起きた傷害による治療・死亡に対して保険金の請求ができます。

- 家庭内でのケガ
- 公園などで遊んでいるケガ
- スポーツをしているケガ
- PTA活動に参加してのケガ（プール開放時を含む）
- 登校、下校中のケガ
- 外来の手術・・・等

PTA会員

☆PTA主催（共催）の行事に参加、活動中の傷害による治療・死亡に対しての補償、活動に伴い発生した管理者としての賠償責任を負担することで生じる賠償金を補償しています。

- PTA主催のスポーツ大会でケガをした
- PTA会議・総会中にケガを負った（往復途上含）
- 地域の草刈活動中に近所のお宅の一部を破損した
- PTA会議で弁当による食中毒
- プール開放時に熱中症・・・等

